平成２２年（フ）第１０４号
宮崎県児湯郡川南町大字平田3451番地８、前住所宮崎県児湯郡川南町大字平田4604番地７
債務者　金海　晴雄
1　決定年月日時　平成23年１月７日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第７９０号
鹿児島県日置市吹上町湯之浦3172番地７
債務者　堀添　聖子
1　決定年月日時　平成23年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第８７８号
鹿児島県鹿児島市東谷山２丁目６番18―405号
債務者　松元さより
1　決定年月日時　平成23年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第２号
鹿児島県鹿児島市西千石町６番32号　下原ビル303号
債務者　原田　哲也
1　決定年月日時　平成23年１月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第５７１号
沖縄県島尻郡南風原町字大名267番地
債務者　金城　千佳
1　決定年月日時　平成23年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第２７８号
宮城県大崎市古川中里４丁目１番15―405号アーク古川、従前の住所宮城県大崎市鳴子温泉字上鳴子７番地12
債務者　梅澤　雄輔
1　決定年月日時　平成23年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第２８４号
宮城県大崎市古川浦町３番５号
債務者　宮城　政義
1　決定年月日時　平成23年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第２８５号
宮城県大崎市古川浦町３番５号
債務者　宮城　幸子
1　決定年月日時　平成23年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第２９７号
三重県鈴鹿市三日市２丁目19番11号
債務者　川合　直樹
1　決定年月日時　平成23年１月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３０６号
滋賀県彦根市大堀町818番地17
債務者　松村　廣子
1　決定年月日時　平成23年１月７日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第１５７２号
京都府城陽市寺田庭井91番地の２
債務者　堀田　博克
1　決定年月日時　平成23年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１９５３号
京都市山科区西野阿芸沢町１番地の７　山科団地Ｂ棟1010号室
債務者　川島　清孝
1　決定年月日時　平成23年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２０２４号
京都市西京区下津林楠町80番地
債務者　伊崎　友裕
1　決定年月日時　平成23年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２１２４号
京都市山科区西野山射庭ノ上町67番地79
債務者　ＨＭＴこと　林　　利明
1　決定年月日時　平成23年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２１４３号
京都市中京区壬生森町８番地
債務者　宇野　和子
1　決定年月日時　平成23年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２２１９号
京都市上京区御前通今出川上る２丁目北町641番地　フジコーポ102号
債務者　長瀬　登久
1　決定年月日時　平成23年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２２２１号
京都市伏見区久我東町２番地85　羽衣荘103号
債務者　お食事処一品みなこと　佐々木美奈子
1　決定年月日時　平成23年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２２２３号
京都市北区紫野南花ノ坊町８番地２
債務者　長瀬　桂蔵
1　決定年月日時　平成23年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係